

凡 例

用途地域		第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		特別工業地区
		工業地域
		工業専用地域
容積率・建ぺい率		容積率 (%) 建ぺい率 (%) 高度地区
高度地区		第1種高度地区
		第2種高度地区
		第3種高度地区
		最低限高度地区 (7m)
防火関係		防火地域
		準防火地域 (市街化区域で防火地域以外はすべて準防火地域)
		東京都建築安全条例第7条の3に定める 新たな防火規制区域
特別業務地区		特別業務地区
臨港地区		東京臨港地区
保特別緑地		大森ふるさとの浜辺 特別緑地保全地区
		特別緑地保全地区
流通業務地区		南部流通業務地区
生産緑地地区		生産緑地地区
高度利用地区		高度利用地区
市街化調整区域		市街化調整区域 この表示区域以外は、市街化区域です。
		環B 30m 東京都市計画道路

日影規制時間

3-2	4-2.5		(第1種・第2種低層住居専用地域内)は測定面の高さ1.5m、 他は4.0m
5-3	4-2.5		

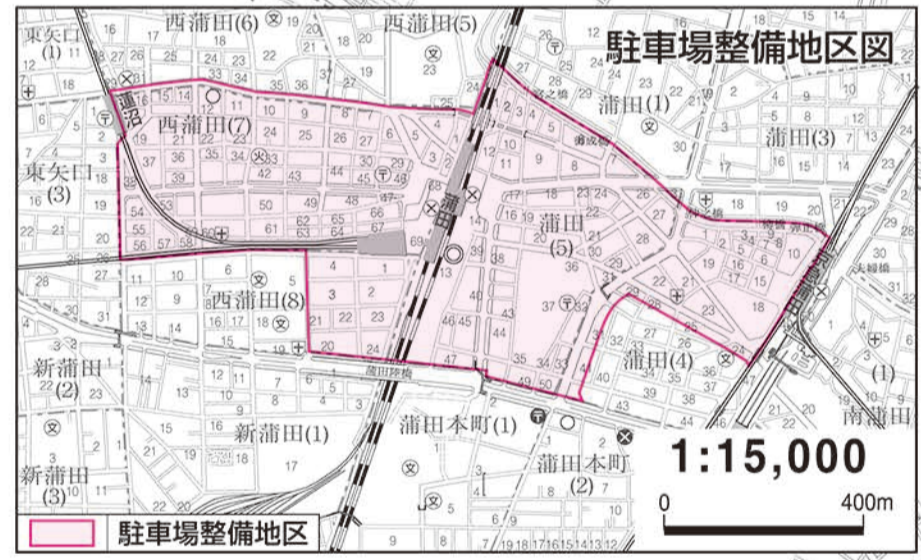
注) 1. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は、10mです。
2. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から20mです。

路線式図

	計画線
	計画線

都市計画道路のない場合 都市計画道路のある場合

※本図は概略図です。都市計画道路の詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。



注) この地域地区図は概略図です。